

船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 児童生徒に対する防犯対策を推進するための協議並びに関係団体への周知及び協力を図ることにより、犯罪のない安全で安心なまちづくりを推進し、子供たちの安全な生活環境を確保するため、船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、児童生徒に関する次に掲げる事項を協議する。

- (1) 保護者、学校、市民及び事業者の防犯意識の高揚に関すること。
- (2) 保護者、学校、市民及び事業者の防犯活動に関すること。
- (3) 防犯に関する情報の収集や提供に関すること。
- (4) 防犯関係団体との連絡調整に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、前条に規定する目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる委員で組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者の中から船橋市教育委員会教育長が委嘱し、又は任命するものとする。
- 3 必要があると認めるときは、別表に掲げる者以外の委員を協議会に追加することができる。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、委嘱又は任命当時の職を離れたときは、それぞれ解任されるものとする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 協議会には会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、船橋市教育委員会教育次長とする。
- 3 副会長は委員の互選により定める。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となり議事を整理する。

(委員の責務)

第6条 委員は、その所属する団体に対し、会議の内容を伝えるとともに、会議で協議した事項について、必要により周知と協力を要請するものとする。

(災害補償)

第7条 協議会の委員の業務に係わる事故については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年船橋市条例第33号）の規定を準用する。

(会議の公開等)

第8条 協議会の会議は公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、協議会の議事が船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）第26条各号のいずれかに該当する場合は、会議の非公開を決定することができる。

(傍聴人の定員)

第9条 傍聴人の定員は会長が定め、事前に公表するものとする。

(傍聴の手続)

第10条 協議会の会議を傍聴しようとする者は、会議当日、傍聴券（別記様式）の交付を受け、係員の指示に従い指定の傍聴席に着かなければならない。

2 傍聴の申込みの受付時間は、会議の開会時刻の30分前から10分前までとする。

3 傍聴の申込者の数が前条に規定する定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を決定するものとする。

4 傍聴人は、退場する際に傍聴券を係員に返還しなければならない。

(傍聴することができない者)

第11条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 体調が優れないと認められる者

(4) その他会長が傍聴することを不相当と認める者

(傍聴人の遵守事項)

第12条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 静粛に傍聴すること。

(2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。

(3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(4) 発言し、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。

(5) 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。

(6) 会議場において飲食又は喫煙をしないこと。

(7) みだりに離席しないこと。会議の途中でやむを得ず退出するときは、係員にその旨伝えること。

(8) 会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。

(9) その他会議運営に支障となる行為をしないこと。

(違反に対する措置)

第13条 傍聴人が前条の規定に違反したときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができる。

(傍聴人の退場)

第14条 傍聴人は、会長が第9条第2項に規定する会議の非公開を決定し、又は前条の規定により退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

(会議録)

第15条 船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第8条に規定する会議録は、会議終了後速やかに作成し、閲覧に供するものとする。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、学校教育部保健体育課児童・生徒防犯安全対策室において処理する。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会構成委員

	団体等の名称	役職等
1	(会長) 教育次長	教育次長
2	船橋市自治会連合協議会	代表
3	船橋市自治会連合協議会	//
4	船橋市自治会連合協議会	//
5	青少年の環境を良くする市民の会	代表
6	船橋市 PTA 連合会	代表
7	船橋市 PTA 連合会	//
8	船橋市小学校長会	代表
9	船橋市中学校長会	代表
1 0	船橋警察署生活安全課	課長
1 1	船橋東警察署生活安全課	課長
1 2	船橋市市民生活部市民安全推進課	課長
1 3	船橋市こども家庭部地域子育て支援課	課長
1 4	船橋市こども家庭部こども家庭支援課	課長
1 5	船橋市教育委員会生涯学習部青少年課	課長
1 6	船橋市教育委員会生涯学習部青少年センター	所長

別記様式

(表)

番号
傍聴券
◇ 本券は、交付当日限り有効です。
◇ 傍聴を終え退場するときは、本券を係員にお返してください。
◇ 裏面の遵守事項を守ってください。
船橋市児童・生徒防犯対策連絡協議会

(裏)

遵守事項
1 傍聴される方は、係員の指示に従ってください。
2 傍聴席では、次の事項を守ってください。
(1) 静粛に傍聴すること。
(2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
(3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
(4) 発言し、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
(5) 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。
(6) 会議場において飲食又は喫煙をしないこと。
(7) みだりに離席しないこと。会議の途中でやむを得ず退出するときは、係員にその旨伝えること。
(8) 会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
(9) その他会議運営に支障となる行為をしないこと。